

令和2年4月30日版

住居確保給付金のしおり

離職・休業等によって
住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

仙台市

住居確保給付金とは

離職、廃業又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、各区生活保護担当課による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給要件

次の①又は②のいずれかに該当し、③～⑦のすべてに該当する方が対象となります。

- ①申請日の属する月において、自己の責に帰すべき事由によらず、経済的に困窮し、住居喪失又はそのおそれがある。
 - ②申請日において、離職等の日から2年以内であり、経済的に困窮し、住居喪失又はそのおそれがある。
- ※自営業やフリーランスの方、学費も生活費もご自分で賄っている学生の方も対象となります。

- ③ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の収入基準額以下である（収入には、公的給付を含む）。

世帯人数	基準額	家賃の上限額	収入基準額 (上限額)※
1人	84,000円	37,000円	121,000円
2人	130,000円	44,000円	174,000円
3人	172,000円	48,000円	220,000円
4人	214,000円	48,000円	262,000円
5人	255,000円	48,000円	303,000円

※家賃額が家賃の上限額以下の場合は、家賃と基準額の合計額となります。

- ④ 申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居の親族の預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

- ⑤ 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ⑥ 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない

支給額 支給期間

月収が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額、
月収が基準額を超える方は、以下の数式により算定された額となります。

$$\text{住居確保給付金支給額} = \text{収入基準額} - \text{一月の世帯の収入合計額}$$

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間、延長・再延長することが可能です。（最長9か月間）
（要件）・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・支給要件のいずれにも該当する 等

申請書類等

申請に必要な書類は、その方ごとに異なりますので、詳しくは別紙の「提出書類確認リスト」をご参照ください。

受給中の義務

- ◆ 毎月1回、就労支援員へ「求職活動状況報告書」を郵送等により提出する必要があります。

常用就職した場合の届出

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を生活保護担当課へ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、生活保護担当課に毎月提出してください。

支給額の変更

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合

支給の中止

- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、その収入が得られた月の支給から中止します。
- ◆ 住宅を退去した方（大家の要請の場合、各区生活保護担当課の指示による場合を除く。）は、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等の不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する方が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護を受給した場合は支給を中止します。

費用の徴収

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合は、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

各種貸付制度の案内

- ◆ 住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費や入居費用が必要な方は、社会福祉協議会の緊急小口資金（特例）貸付、総合支援資金（特例）貸付を利用できる場合があります。

詳しくは、社会福祉協議会にお問い合わせください。

相談・申請窓口

担当課	住所	電話番号
青葉区役所保護第一課	〒980-8701 青葉区上杉一丁目5-1	022-225-7211（代）
宮城総合支所管理課	〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂5	022-392-2111（代）
宮城野区役所保護課	〒983-8601 宮城野区五輪二丁目12-35	022-291-2111（代）
若林区役所保護課	〒984-8601 若林区保春院前丁3-1	022-282-1111（代）
太白区役所保護課	〒982-8601 太白区長町南三丁目1-15	022-247-1111（代）
泉区役所保護課	〒981-3189 泉区泉中央二丁目1-1	022-372-3111（代）

提出書類確認リスト（このリストもご提出ください）

<p>住居確保給付金の申請にあたっての注意事項です。</p> <p>確認後、チェック欄にチェックをお願いします。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請時点で生活保護を受給されている方は、住居確保給付金の対象外となります。</p> <p><input type="checkbox"/> 職業訓練受講給付金を受けている期間は、住居確保給付金は受給できません。</p> <p><input type="checkbox"/> 住居確保給付金を受給後に収入を得て、住居確保給付金受給要件に定める収入基準額を超えた場合、支給が停止されます。</p> <p><input type="checkbox"/> 過去に住居確保給付金を受給したことがある場合は、再申請ができない場合があります。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請書面における押印は、全てシャチハタ以外の印鑑を使用し、申請をお願いします。</p>	
<p>【提出前に再度ご確認ください、チェック欄にチェック☑をお願いいたします。】</p>	
必要書類及びチェック欄	記載上の注意事項
<p>申請書等</p> <p><input type="checkbox"/> 生活困窮者住居確保給付金支給申請書 （様式1-1）</p> <p><input type="checkbox"/> 住居確保給付金申請時確認書 （様式1-1A）</p> <p><input type="checkbox"/> 入居予定住宅に関する状況通知書 （様式2-1）</p> <p><input type="checkbox"/> 入居住宅に関する状況通知書 （様式2-2）</p> <p>添付書類</p> <p>本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、住民基本台帳カード、パスポート 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、住民票、戸籍謄本のいずれかの写し</p> <p>離職又は廃業の確認 （離職又は廃業した場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 2年以内に離職したことがわかる書類 （例：離職票、雇用保険受給資格者証）</p> <p>減収の確認 （離職又は廃業に至っていないが、収入が減少し、こうした状況と同程度の状況にある場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 減収したことが確認できる書類の写し （例：雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書等）</p>	<p>※表面は不動産媒介業者、貸主、管理会社等の貸主から委託を受けた事業者のいずれかから、記載と証明を受けてください。</p> <p>※裏面には本人記載が必要です。</p> <p>※氏名及び現住所が記載されているもの。</p> <p>※運転免許証の住所が現住所と異なる場合は、裏面コピーが必要です。</p> <p>※顔写真がないものは2種類の書類が必要です。</p> <p>※提出できるものがない場合は、「離職状況等に関する申立書」を記入し、提出してください。</p> <p>※提出できるものがない場合は、「就業機会の減少に関する申立書」を記入し、提出してください。</p>

<p>収入資産</p> <p><input type="checkbox"/> 預貯金通帳の写し (<u>世帯全員分</u>)</p> <p><input type="checkbox"/> 給与明細書 (申請月 + 過去3か月分) (<u>世帯全員分</u>)</p> <p><input type="checkbox"/> 自営業等の事業収入及び経費の額が分かるもの (申請月 + 過去3か月分) (<u>世帯全員分</u>) (受給している場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格証明書の写し (受給している場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 年金証書、支給決定通知書の写し (受給している場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 児童手当、児童扶養手当証書の写し</p> <p>住居関係</p> <p><input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し</p> <p>リスト</p> <p><input type="checkbox"/> このリスト</p>	<p>【必要なページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙と裏表紙 ・ 見開きページ (店番号、支店名、口座番号等が記載されているページ) ・ 定期預金 (定額預金) のページ (定期預金をしていない方も必須です) ・ 普通預金 (通常預金) のページ (申請日から起算して過去6か月分まで記帳されているもの) ・ 自営業、フリーランスの方 <p>・ 今後、お電話で申請書類の件で確認がある場合がありますので、このリストのコピーをお手元に保管してください。</p>
<p>・ 提出が困難な書類がある場合や、不明な点につきましては、提出前にお住まいの区の区役所の担当課までご連絡ください。</p> <p>・ 提出書類の確認後、必要に応じて追加書類の提出が必要となる場合がありますので、ご了承ください。</p> <p>・ 郵送の際は、簡易書留、レターパックプラス、レターパックライトのご利用をお願いいたします。</p>	